

グリーンカーテンを育てている人必見!

エコ市民会議では、地球温暖化防止の取り組みのひとつとして、グリーンカーテンを推進しています。

今年もグリーンカーテンコンテストや育ちの報告を募集します。グリーンカーテンを育てている人はぜひ応募ください。

対象 市内に住む人・事業所で、つる性の植物を育てている人

募集期限 9月30日(月)

問合せ

エコ市民会議事務局
73-8018
seikatsu@city.awara.jp



▲ ホームページ

はたちのつどい実行委員を募集します!

令和7年3月16日(日)に実施予定の「令和7年あわらしはたちのつどい」を企画運営する実行委員を募集します。

一生に一度のはたちのつどいを、自分たちで作り上げてみませんか?

募集人数 10人程度

対象 平成16年4月2日(翌年4月1日生まれの人)

問合せ

文化学習課
73-8041
bunka@city.awara.jp



▲ 応募はこちら

ひきこもり・生活の困りごと個別相談会

「仕事がしたいけど自信がない。」「子どもがひきこもっていて将来が心配。」などひきこもりに関する相談や暮らしの困りごとを専門の相談員がお聞きします。本人・家族・関係者、どなたでもお越しください。

希望に応じて地域や関係機関と連携して支援します。秘密は厳守しますのでご安心ください。

とき 毎月第3土曜日
8月17日・9月21日
10月19日・11月16日
12月21日・1月18日
2月15日・3月15日
① 13時～14時30分
② 15時～16時30分
※各回1組、予約制

ところ

湯のまち公民館2階 視聴覚室
※平日は福祉まるごと相談室(福祉課内)にてお聞きします。

参加費

無料
福祉まるごと相談室
73-8028

問合せ

※各日の2日前までにお申し込みください。



▲ 申込みはこちら

「はぴウォーク 2024」で はぴコインをゲット!



県民参加のウォーキングキャンペーン「はぴウォーク 2024」が開催されます。

目標を達成した人には「はぴコイン」がプレゼントされます!

開催期間 9月1日(日)～11月30日(土)

対象 15歳以上(中学生は除く)で、歩数計測アプリおよびふくアプリが使用できる人(参加費無料)

内容 各月の平均歩数が目標を上回るよう、各自で日々のウォーキングに取り組み。

特典 ①目標を達成した人全員に500ポイントプレゼント!
②あわらし市民限定! 目標を達成した人に、さらに500ポイントプレゼント!

※600人を超えた場合は抽選

申込み

【期限】8月31日(土)
※申込方法など、詳しくははぴウォークのホームページをご確認ください。

●**プレゼント(申込み不要)**

① **とき** 8月18日(日) 10時～16時

ところ エルパ1階催事場

内容 歩行姿勢測定、運動セミナー

② **とき** 8月25日(日) 10時～16時

ところ 敦賀駅交流施設

内容 オルパーク2階休憩所、歩行姿勢測定、運動セミナー



▲ はぴウォーク 2024 ホームページ



▲ 市ホームページ

「定額減税しきれないと見込まれる人」へ 調整給付金が給付されます

令和6年度に実施される定額減税で、減税しきれないと見込まれる人に、調整給付金を給付します。給付金の対象となる人には8月下旬に通知書または確認書をお送りします。

対象 令和6年分所得税が課税される見込みの人、または、令和6年度住民税所得割が課税されている人で、定額減税により減税しきれないと見込まれる人。

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が180.5万円を超える人は対象外となります。

給付額 減税しきれないと見込まれる額の合計額を1万円単位に切り上げた額。

手続き マイナンバーカードで公金受取口座を登録している人
通知書の記載内容に誤りがない場合は、申請手続き不要です。

・**公金受取口座の登録がない人**
確認書に必要事項を記入し、添付書類とともに申請期限までに返送してください。

申請期限 10月31日(木)

問合せ 調整給付金コールセンター
73-8044
(受付時間:平日9時～17時)



▲ ホームページ

〈例〉納税義務者が妻と子ども2人を扶養している場合。
(推計所得税7万3千円、住民税所得割2万5千円であった場合)

所得税分定額減税可能額 : 3万円×(本人+扶養親族数3人) = 12万円
個人住民税分定額減税可能額 : 1万円×(本人+扶養親族数3人) = 4万円

- (A) 所得税分の減税しきれない額
所得税分定額減税可能額12万円 - 推計所得税7万3千円 = 4万7千円(A)
- (B) 住民税分の減税しきれない額
住民税分定額減税可能額4万円 - 住民税所得割2万5千円 = 1万5千円(B)
- (C) 調整給付額
(A) + (B) = 6万2千円 ÷ 7万円 (支給額は1万円単位で切り上げ)



ご存じですか? 障がい者(児)に対する各種手当

障がい者やその養育者を対象に各種手当を支給しています。手当を受給するには障がいの程度や所得の要件などの条件があり、申請書などの提出が必要で、不明な場合は、ご相談ください。

特別児童扶養手当
身体または精神に中程度以上の障がい(身体障害者手帳1～3級および4級の一部または療育手帳AもしくはBの一部)のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 2万8840円

・1級障がい児 5万5350円
・2級障がい児 3万6860円

特別障害者手当
20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障がい(身体障害者手帳1、2級程度の障がいの重複または同等の疾病・精神障がい)があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者に支給します。

※病院などに継続して3カ月を超えて入院した場合は、受給資格がなくなります。

手当月額 2万8840円



▲ ホームページ

所得現況届の提出について

既に手当を受給している人は、毎年、所得現況届の提出が必要で、手当により提出期間が決まっていますので、忘れずに提出してください。

問合せ 福祉課
73-8020

重症心身障害児(者)福祉手当

身体障害者手帳1、2級または療育手帳AもしくはBの一部の人で、公的年金や特別障害者手当などを支給できない人に支給します。

手当月額 30000円

障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障がい(身体障害者手帳1、2級および療育手帳A1程度)があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に支給します。

※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 1万5690円